

特許権侵害差止等請求事件

[平成30年3月8日判決（東京地裁） 平成28年（ワ）第35189号](#)

キーワード：用語の解釈／明細書に記載のない課題

担当 弁理士 浅田信二

1. 事案の概要

発明の名称を「モータ」とする特許権を有する原告が、被告に対し、被告による被告製品の製造等が特許権侵害に当たると主張して、被告製品の製造等の差止め等を求めた。

2. 結論

請求棄却（特許権侵害不成立）

3. 本件特許

発明の名称：モータ

登録番号：特許第5969660号

出願日：平成27年5月27日（特願2015-107250）

（原出願日）：平成21年9月10日

登録日：平成28年7月15日

4. 本件発明（分節は裁判所、下線は筆者）

【請求項1】

- A ヨークハウジングとギヤハウジングとの間に配設されたブラシホルダが、
- B 前記ヨークハウジングの開口に組み付けられブラシを保持するホルダ部材と、
- C コネクタ部を有し前記ホルダ部材に組み付けられるベース部材とを有し、
- D 前記ヨークハウジングの開口部側端部には、該ヨークハウジングに前記ギヤハウジングを固定するためのフランジ部が設けられ、
- E 前記ベース部材には、前記ヨークハウジングと前記ベース部材との間に介在され前記ヨークハウジングと前記ベース部材との間をシールするシール部材が設けられ、
- F 前記ホルダ部材には、前記ヨークハウジングの開口部側端部に対して回転軸の軸方向における反ギヤハウジング側に向かって当接する当接部が設けられ、
- G 前記シール部材が前記ヨークハウジングと前記ベース部材との間に介在された状態において、前記当接部は、隙間によって前記ベース部材から離間している
- H ことを特徴とするモータ。

5. 争点

構成要件D及びFの「開口部側端部」の充足性

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 本件発明は、ヨークハウジングの開口部側端部でホルダ部材の位置決めを行うということによって、ヨークハウジングの側部に段差部等を設ける必要がなくなり、位置決め構造の構成が容易になり、ヨークハウジングの製造の容易化等の効果をもたらすという点に技術的意義があるものである。

このような本件発明の技術的意義からすると、構成要件Fにおけるホルダ部材の当接部と当接するヨークハウジングの「開口部側端部」とは、ホルダ部材の当接部が当接する部分であって、ヨークハウジングを成型する際に形成されたヨークハウジングの開口部側の部分であり、少なくとも、ホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするためにヨークハウジングの成型とは別の工程で設けられた段差部を含まないと解するのが相当である。なぜなら、ヨークハウジングの成型とは別の工程でホルダ部材の位置決めのため段差部を設けると、単にヨークハウジングを成型する場合と比べて位置決め構造の構成と製造が複雑化するため、位置決め構造の構成の容易化と製造の容易化という本件発明の効果を奏さなくなるのであり、本件発明は、少なくとも、ホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするためにヨークハウジングの成型とは別の工程でヨークハウジングに段差部を設けることを排除していると解されるからである。本件明細書を見ても、「開口部側端部」に該当するものとして、ヨークハウジングを成型する際に形成されたといえるヨークハウジングのフランジ部が挙げられていて（段落【0025】【0038】【0039】【0057】）、ホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするためにヨークハウジングの成型とは別の工程で成型された段差部が「開口部側端部」となることの記載はないし、また、このような段差部が「開口部側端部」となり得ることを示唆する記載もない。

(2) これに対し、原告は、本件発明の課題は、ホルダ部材の位置決めをヨークハウジングの側部の段差部で行うと、開口部側端部で位置決めを行う場合と比較して開口部側端部からの距離が長くなって、設計上、交差や熱膨張の観点から不利となること等を背景とする課題であり、本件発明は、ホルダ部材の位置決め用の被当接部はヨークハウジングの側部に形成するよりも、開口部側端部に形成する方が位置決め構造の構成が容易となり、結果としてヨークハウジングの製造も容易となる効果を有しており、被告製品はかかる効果を奏していると主張する。

しかしながら、原告が主張する、ホルダ部材の位置決めをヨークハウジングの側部の段差部で行うことにより発生する課題（ホルダ部材の位置決めをヨークハウジングの側部の段差部で行うと、開口部側端部で位置決めを行う場合と比較して開口部側端部からの距離が長くなって、設計上、交差や熱膨張の観点から不利となること等）は本件明細書に記載されておらず、また、このような課題があることを認めるに足りる証拠はない。原告の主張は採用することができない。

(3) 被告製品についてみると、被告製品のホルダ部材はヨークハウジングに組み付けられた状態で、ホルダ部材の当接部の当接端面がヨークハウジングのフランジ部先端より約0.9mm内側（ヨークハウジングの奥へ向かう方向側）に位置し、ヨークハウジングの被当接部の当接端面もフランジ部先端より約0.9mm内側（ヨークハウジングの奥へ向かう方向側）に位置していることが認められる（弁論の全趣旨）。このように、ホルダ部材の当接部の当接端面は、ヨークハウジングに約0.9mm内側に挿入されて当接し位置決めされるものであるから、上記のヨークハウジングの被当接部の形状は、ホルダ部材の位置決めのための段差部であると認められる。そして、このヨークハウジングの段差部は、ホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするため、ヨークハウジングの成型とは別の工程で成型されたものであると認められる（弁論の全趣旨）。

そうすると、被告製品では、ヨークハウジングを成型する際に形成された部分をホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするために利用せず、ヨークハウジングの成型とは別の工程によって設けられた段差部が、ホルダ部材の当接部が当接する被当接部となり、ホルダ部材の位置決めをしている。このようにホルダ部材の当接部の当接を受けてホルダ部材の位置決めをするためにヨークハウジングの成型とは別の工程によって設けられた段差部は、上記に述べたところに照らし、構成要件D及びFの「開口部側端部」とはいえない。

以上